

10 年 保 存
秘
有 ・ 無制限
平成 22 年 3 月 1 日から 平成 32 年 2 月 29 日まで

基監発 0301 第 1 号
平成 22 年 3 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

監督指導業務の行政実績の把握について

都道府県労働局（以下「局」という。）又は労働基準監督署（以下「署」という。）においては、監督指導における全社的指導の手法のほか、集団指導、自主点検等の集団的手法を用いて幅広い対象に対して労働条件の確保・改善に向けた指導を行っているところであるが、これらの行政手法による指導事業場数、指導内容等の広範な行政実績について、本省、局及び署が必ずしも的確には把握していない状況にある。

また、行政への理解を深め信頼を得るため、これらの行政実績を外部に対して積極的に説明していくことも重要となっている。

このため、これらの指導手法に関して、既に把握している事項に加え、下記により行政実績を把握し、より一層的確に行政効果の把握・分析に努めるようお願いする。

し

記

1 具体的内容

(1) 全社的に是正を図らせた事業場等





 などにより把握して、別紙様式 1 を活用するなどにより整理しておくこと。

(2) 集団指導出席事業場数

署又は局が実施した集団指導について、 を把握して、別紙様式 2 を活用するなどにより整理しておくこと。なお、



(3) 自主点検の実施回数及び交付事業場数

署又は局が実施した自主点検について、

別紙様式 3 を活用するなどにより整理しておくこと。なお、

(4) その他

送致（付）事案について、

により把握すること。

また、検察官処理結果を把握するため、

についても把握すること。

2 局における把握及び本省報告

(1) 局は、上記 1 の内容について局全体の状況を把握すること。

(2) 上記 1 の(1)、(2)及び(3)について、別紙様式 1 の 2、2 及び 3 により、翌年 1 月末までに本省監督課あて報告すること。

また、平成 22 年 1 月から 3 月実施分については、把握が可能な範囲で報告すること。







